

生駒市学校給食食物アレルギー対応懇話会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における学校給食に係る食物アレルギー（以下「食物アレルギー」という。）の対応について、意見又は助言を求めるため、生駒市学校給食食物アレルギー対応懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第 2 条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定に関する事項
- (2) 食物アレルギー対応の実施内容及び実施方法に関する事項
- (3) その他食物アレルギーの対応に関する事項

(参加者)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 市医師会又は学校医の代表
- (2) 保護者の代表
- (3) 学校長の代表
- (4) 養護教諭の代表
- (5) 学校栄養教諭又は学校栄養職員
- (6) 学校給食主任の代表
- (7) 教育指導課長
- (8) その他教育長が必要と認める者

(開催期間)

第 4 条 懇話会の開催期間は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(運営)

第 5 条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 5 月 1 5 日から施行する。